平成28年１月１日以後に提出する各種減額申告書に

マイナンバー（個人番号・法人番号）の記載欄が新設されました。

平成28年１月から社会保障・税番号制度が導入されることに伴い、各種減額申告書に新たにマイナンバー（個人番号又は法人番号）の記載欄が設けられました。また、個人番号を記載した申告書をご提出いただく際には、本人確認（番号確認、身元確認及び代理権確認）を実施させていただきます。下記をご参照の上、ご協力をお願いいたします。

記

1. マイナンバー（個人番号・法人番号）の記載方法について

個人の方は12桁の個人番号を、法人の方は13桁の法人番号を、所定の記載欄に右詰めで記載してください。

1. 本人確認の方法について
2. 個人番号の場合

以下の本人確認資料の提示又は提出をお願いいたします。

【市役所等の窓口で提出する場合】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 本人確認資料 | 申告書を提出する方 | |
| 本人 | 代理人 |
| * 1. 番号確認資料 | 原本の提示 | 申告対象者分の写しの提出 |
| * 1. 身元確認資料 | 原本の提示 | 代理人分の原本の提示 |
| * 1. 代理権確認資料 |  | 原本又は写しの提出 |

【市役所へ郵送で提出する場合】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 本人確認資料 | 申告書を提出する方 | |
| 本人 | 代理人 |
| 1. 番号確認資料 | 写しの提出 | 申告対象者分の写しの提出 |
| 1. 身元確認資料 | 写しの提出 | 代理人分の写しの提出 |
| 1. 代理権確認資料 |  | 原本又は写しの提出 |

* 1. 個人番号カード（裏面）、通知カード、住民票（個人番号入り）等
  2. 個人番号カード（表面）、運転免許証、旅券（パスポート）等
  3. 委任状、税務代理権限証書等

1. 法人番号の場合

法人番号を記載した申告書をご提出いただく際は、本人確認資料の添付は不要です。